

第3章 施策の内容

1. 施策の体系

高山市
第八次総合
計画における
都市像

人・自然・文化が
おりなす
活力とやさしさの
あるまち
飛騨高山

<基本目標> (条例)

<施策>

1【家庭】 ともに生きる 家族の絆を大切にし ともに思いやり助けあう家庭

(条例第4条)(1) 目指すべき家庭の姿
ア 家族一人ひとりが互いの個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭
イ 家族が互いに協力し、家事、育児、介護等を担いあう家庭
ウ ドメスティック・バイオレンス(配偶者等から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。)等をなくし、家族一人ひとりがお互いの人権を認めあう家庭

- (1)個性や能力を尊重し、相互理解のもと協力しあう家庭づくり
- (2)性別による固定的役割分担意識の解消
- (3)ワーク・ライフ・バランスを実現する意識と環境づくり
- (4)DV等、あらゆる暴力の根絶

2【教育】 ともに学ぶ 生涯を通じて 豊かな人間性を形成し 相手を思い 理解しあえる教育

(条例第4条)(3) 目指すべき教育の姿
ア 児童・生徒、教職員及び保護者等が、それぞれの個性と人権を尊重する教育
イ あらゆる分野の活動に差別なく参加でき、企画や実践にかかわることのできる教育

- (1)人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育の推進
- (2)ワーク・ライフ・バランスに関する教育や研修の推進
- (3)命を尊び、暴力や差別を根絶する教育の推進
- (4)メディア等の情報を男女共同参画の視点で適切に読み解く教育の推進
- (5)性的少数者への理解の促進

3【職場】 ともに働く 誰もが自分らしく 安心して働くことができる職場

(条例第4条)(2) 目指すべき職場の姿
ア 個人の意欲、能力、個性等が適切に評価され、性別による不合理な差別のない職場
イ 男女が平等に育児、介護等の休業を取得することができ、仕事と家庭が両立できる職場
ウ セクシュアル・ハラスメント(他の者を傷つけ又は不快にさせる性的な言動をいう。)がなく、安心して働ける環境が確保される職場
エ 男女が共に健康で働けるための適切な健康管理が行われる職場

- (1)性別による差別や格差のない職場づくり
- (2)多様な働き方を認め、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくり
- (3)誰もが個性や能力を発揮できる職場づくり

4【地域】 ともに創る 互いの個性を認めあい 活かしあい 支えあう地域

(条例第4条)(4) 目指すべき地域の姿
ア 地域の諸活動に差別なく参加でき、企画や実践にかかわることのできる地域
イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、個々の行動や考え方が尊重される地域
ウ 男女が平等かつ積極的に社会参画し、それぞれの能力を発揮できる地域

- (1)多様な人材が参画できる地域づくり
- (2)多様な人たちが、協働して課題解決に取り組む地域づくり
- (3)活力に満ち、誰もが安心して暮らせる地域づくり

総合推進体制の整備・充実

5【推進】 ともに進める 市・市民・事業者・地域が 協働・連携して進めるまちづくり

- (1)多様な主体との協働の推進
- (2)政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (3)計画の推進・評価・公表
- (4)庁内推進体制の充実

市の役割

- ・生涯を通じた人権教育や多様な生き方への理解促進、ライフ・ステージに応じた意識啓発を行う
- ・多様な生き方や働き方を認めあえる環境づくりのための啓発を行う
- ・家庭内における相互理解やコミュニケーションを促進する
- ・男性の家事・育児・介護等への参画の推進のための啓発を行う
- ・男女共同参画に関する市民意識や職場の実態調査を行う
- ・多様な働き方に対応した子育てや介護ができる環境づくりを促進する
- ・DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、実態調査、相談体制の整備、保護事業、自立支援を行う
- ・教育現場での男女共同参画への意識啓発を行う
- ・主体的な進路選択や生活設計等を可能にするための教育や研修を行う
- ・女性のキャリアアップを図るための支援や情報提供を行う
- ・命の大切さや人権が尊重される教育を推進する
- ・性的少数者への正しい理解を進めるための意識啓発や配慮を進める
- ・男女雇用機会均等法など、あらゆる人が働きやすい職場づくりのための法制度を周知する
- ・ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進企業等に対する優遇制度を紹介する
- ・男女が生涯にわたり自立し、安心して生活できるための健康づくりを推進する
- ・防災施策に男女共同参画の視点を導入する
- ・生活上の困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境を整備する
- ・企業やまちづくり協議会、市民活動団体などと協働して施策を推進するとともに、各団体間の協働・連携を促進する
- ・市組織内部や各種審議会などの女性登用率の向上を図る
- ・事業の目的や施策の方向性を明確にする
- ・人権やワーク・ライフ・バランスに関する市職員の意識向上を図る
- ・庁内ワーキンググループの充実を図る

市民の役割

- ・慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう
- ・家庭内のコミュニケーションを大切に、「おたがいさま」の気持ちで相互理解を深める
- ・一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方を考え、家庭や地域における役割を積極的に果たす
- ・ワーク・ライフ・バランスに対する認識を深める
- ・DV等、あらゆる暴力をしない・させない社会風土を形成する
- ・メディア等の情報を男女共同参画の視点で正しく理解する能力の向上と、SNS等での情報発信の影響について理解を深める
- ・性の多様性や多様な生き方・働き方への理解を深める
- ・性別による差別のない職場づくりへの理解を深める
- ・自らの心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、生涯を通じた主体的な健康づくりに努める
- ・社会の課題に関心を持ち、各種審議会などに積極的に参画する

事業者の役割

- ・育児・介護休業などの制度を利用しやすい職場をつくる
- ・男性中心型労働慣行等の変革を推進し、誰もが働きやすい職場をつくる
- ・働く者の人権に配慮し、性別や結婚・出産・育児・介護などのライフ・ステージに関わりなく個性や能力を活かせる職場をつくる
- ・事業者と働く者が協調して生産性の向上に努めつつ、多様な働き方を認めあえる職場をつくる
- ・セクシュアルハラスメントや性別による差別・格差のない職場をつくる
- ・性の多様性や多様な生き方・働き方への理解を促進する
- ・女性の管理職等の積極的な登用や、女性の指導的地位の向上のための人材育成を図る
- ・健康で働くことができるよう、職場での健康づくりを推進する
- ・性別に関わりなく、将来的な管理職登用などを見据えた人材育成を図る

地域の役割

- ・慣習やしきたりにこだわらず、互いに認めあい、尊重しあう
- ・あらゆる活動に性別・年代に関わりなく多様な人材が参画できる地域をつくる
- ・女性の役員等への積極的な登用や意思決定等への参画を推進し、女性の指導的地位の向上を図る
- ・性別や年代に関わりなく、多様な人材が参画する持続可能な地域づくり活動を推進する
- ・安全で安心なまちづくりのため、性別に関わりなく防犯・防災活動に参画する地域をつくる
- ・防災の取り組みに男女共同参画の視点を導入する
- ・生活上の困難を抱えた女性等が安心して暮らせる地域づくりを進める